六　学術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

七　文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

第九十一条第四号中「公立の学校の体育施設の」を削り、同条第五号中「学校の体育施設の」を削り、同条第六号中「整備」の下に「（災害復旧に係るものを除く。）」を加える。

第九十七条第三号中「こと」の下に「（文化施設の災害復旧に係る指導及び助言に関すること並びに公立の文化施設の災害復旧に係る補助に関することを除く。）」を加える。

附則第八項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を附則第九項とし、附則中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

（科学技術・学術政策局参事官の設置期間の特例）

7　第五十四条の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　菅　　義偉

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第八十一号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第八条の二並びに第二十一条第四項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項及び第三十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第七号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項、同法第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十四条の五、第二十四条の六、第二十七条の四第一項及び別表第二備考㈠の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百九十九条」を「第百九十九条の二」に、「第二百二十二条」を「第二百二十一条」に、「第二百二十三条―第二百二十五条」を「第二百二十二条―第二百二十四条」に改める。

第八十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関すること。

第八十四条第四号中「こと」の下に「（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百十四条に次の一号を加える。

三　職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関すること。

第百十六条第三号中「こと」の下に「（補任課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百四十三条に次の一号を加える。

三　職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関すること。

第百四十五条第五号中「こと」の下に「（補任課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百七十五条第十二号中「電子装備研究所、先進技術推進センター」を「次世代装備研究所」に改める。

第百九十六条中「及び技術振興官」を「、技術振興官一人及び技術連携推進官」に改める。

第百九十七条第五号中「こと」の下に「（技術連携推進官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百九十八条第六号中「電子装備研究所、先進技術推進センター」を「次世代装備研究所」に改める。

第百九十九条第二号及び第五号中「こと」の下に「（技術連携推進官の所掌に属するものを除く。）」を加え、第二章第二節第二款第四目中同条の次に次の一条を加える。

（技術連携推進官の職務）

第百九十九条の二　技術連携推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する研究の連携に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に関すること。

二　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約に関する業務の連絡調整及び当該契約の履行の促進に関すること。

第二百十三条中「電子装備研究所　先進技術推進センター」を「次世代装備研究所」に改める。

第二百十四条第一項中「及び先進技術推進センター」を削る。

第二百十五条第一項第一号中「（先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）」を削り、同項に次の三号を加える。

三　理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

四　放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

五　装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

第二百十六条第一項中「及び先進技術推進センター」を削る。

第二百十七条の見出しを「（次世代装備研究所）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次世代装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験に関すること（航空装備研究所、陸上装備研究所及び艦艇装備研究所の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること（陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関すること。

三　装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。